

財務省第6入札等監視委員会 令和6年度第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和6年9月6日（金）東京国税局 特別会議室	
委員	委員 鈴木 豊（青山学院大学名誉教授・学校法人青山学院常任監事） 委員 山本 清（東京大学名誉教授） 委員 志村 武（関東学院大学法学部教授）	
審議対象期間	令和6年4月1日（月）～ 令和6年6月30日（日）	
審議対象契約の説明	1. 審議対象契約件数の概要 2. 抽出事案の契約概要	
抽出事案	3 件	（備考）
競争入札（公共工事）	－ 件	
随意契約（公共工事）	1 件	契約件名：武蔵府中税務署エレベーター増設その他工事 契約相手方：大石建設株式会社 （法人番号 6013401001782） 契約金額：132,990,000円 契約締結日：令和6年6月27日 担当部局：東京国税局
競争入札（物品役務等）	1 件	契約件名：東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（区分B） 契約相手方：株式会社クリーン工房 （法人番号 4030001002410） 契約金額：1,413,500,000円 契約締結日：令和6年4月1日 担当部局：東京国税局
随意契約（物品役務等）	－ 件	
うち応札（応募）業者数1者関連	1 件	契約件名：行政文書等の保管等委託業務（区分2） 契約相手方：株式会社ヤマタネ （法人番号 2010601007242） 契約金額：総価契約分60,470,520円、単価契約分@198円ほか 契約締結日：令和6年4月1日 担当部局：東京国税局
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告	なし	

質問・意見	回答
【事案1】 武蔵府中税務署エレベーター増設その他工事 契約相手方 : 大石建設株式会社 : (法人番号 6013401001782) 契約金額 : 132,990,000円 契約締結日 : 令和6年6月27日 担当部局 : 東京国税局 入札参加業者のうち1者の入札書が無効札となった理由を教えてほしい。 直接工事費内訳書の添付が漏れた理由は確認しているか。相手方への確認は、相手方の意図を確認する意味で必要なことであると考えている。 業者の入札金額の内訳書には法定福利費の記載があるが、予定価格調書に法定福利費の記載がないのは何故か。 参加等級について、建築一式工事のB・C・D等級、機械器具設置工事のA・B等級まで参加資格を拡げているが、結果として機械器具設置工事に係る等級を有する者が参加していないのは何故か。	入札説明書に「入札書に直接工事費内訳書が添付されていない場合、当該未提出者の入札を無効とする」と記載しており、入札書に直接工事費内訳書の添付がなかったため、当該入札書を無効とした。 特段相手方への経緯の確認は実施しておらず、開札時に無効としている。 予定価格調書は、国土交通省の公共建築工事積算基準に基づき作成している。 法定福利費は現場管理費の項目に含まれている。 エレベーターメーカーの入札参加可能性を考慮して参加資格に加えたが、結果として参加がなかった。

質問・意見	回答
【事案2】 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務(区分B) 契約相手方 : 株式会社クリーン工房 : (法人番号 4030001002410) 契約金額 : 1,413,500,000円 契約締結日 : 令和6年4月1日 担当部局 : 東京国税局 応札率が高く、同一業者が複数区分を落札している理由をどのように考えているか。また、予定価格の算定方法は、適正か。 区分分けについて、どのように検討したのか。 入札参加業者が、2回目の再度入札で辞退した原因について、どのように理解しているのか。 実勢率は、今の市場価格を反映しているか。	今回入札においては、複数の業者(7者)が参加していること、また複数区分を落札した業者は新規参入業者であることなどから特段の理由はないものと考えられる。 なお、予定価格の積算に当たっては、様々な要素を考慮し、また、世間一般に公表されている資料等も参考にしながら算定したもので、適正な予定価格であると考えている。 千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県等、地域ごとに区分分けを行っている。 2回目の再度入札で辞退した者は、過去における契約金額を勘案し、昨今の物価高騰や人件費高騰により応札金額が限界に達したため、辞退したものと認識している。 次回調達時に採用する実勢率については、市場価格が反映されたものであるか業者に聴取するなどして検討したい。

質問・意見	回答
【事案3】 行政文書等の保管等委託業務(区分2) 契約相手方 : 株式会社ヤマタネ : (法人番号 2010601007242) 契約金額 : 総価契約分60,470,520円、単価 : 契約分@198円ほか 契約締結日 : 令和6年4月1日 担当部局 : 東京国税局 1者応札となっている理由は何か。 契約業者が変更となった場合の新受託者が保管物の移管費用を負担することについて、移管費用を予定価格に含めた算出はできないのか。	入札参加を見送った業者からは、前受託者の倉庫からの移管費用の負担が大きいことや仕様に合う倉庫の用意が困難である旨聴取していることから、これらの理由が1者応札の要因となっていると思われる。 移管費用は物流業界で新受託者が負担する習慣となっているし、移管費用を国が負担した場合、その分保管費用が安くなれば良いが、移管費用を賄えるほど安くはないと思うので、現状では予定価格に移管費用を含めて算出はできない。